

大分県ふるさとガイド連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、大分県ふるさとガイド連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、県内各地域の観光ガイド団体等の相互交流や活動の活性化、来訪者へのサービス向上に努め、本県の魅力向上と心のこもったおもてなしの推進に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 連絡協議会は、次の団体をもって構成する。

- (1) 県内各地域の観光ガイド団体
- (2) 県内各地域の地域づくり団体
- (3) その他、前条の目的に賛同する団体

(事業)

第4条 団体が新たに連絡協議会に加盟するには、大分県ふるさとガイド連絡協議会加盟申込書を事務局に提出し、役員の過半数の承認を必要とする。

(事業)

第5条 連絡協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上を目的とした研修会、講習会の開催
- (2) 会員相互の交流の促進
- (3) 会員相互の連携の強化
- (4) 会員活動の情報発信
- (5) 会員相互の情報共有
- (6) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 18名以内

2 会長は理事の中から互選し、協議会を代表して総会及び理事会を招集し、その議長となり会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐して会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

4 理事は、各地域からの代表者とし、協議会の主要事項を審議する。

(顧問、相談役)

第7条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 事業報告に関すること。
- (3) 会則に関すること。
- (4) 会長、副会長、理事の選任に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

2 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第10条 理事会は、協議会の業務運営に関する事項を審議、決定する。

2 理事会の議決は、出席者の過半数で決する。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、公益社団法人ツーリズムおおいた内に置く。

(経費)

第12条 本会の運営に必要な経費は、公益社団法人ツーリズムおおいたが負担する。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成22年10月22日から施行する。但し、第3条の次に一条加え、第10条に一項を追加する改正は、平成23年7月13日から施行する。

附 則 (平成25年11月5日)

この会則は、平成25年11月5日から施行する。